

## 建設工事等における入札制度の改正等について

1. 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式の見直しについて
  - ・最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式について、令和6年6月1日よりR4 中央公契連モデルを採用する。
  
2. 法定福利費の適切な計上、内訳明示の推進について
  - ・市発注工事において受注者は、契約締結後14日以内に社会保険等に係る法定福利費を明示した「請負代金法定福利費内訳書」の提出を求める。  
※令和6年6月以降に入札公告又は随意契約を行う案件から適用
  
3. 建設企業の格付け制度の見直しについて
  - ・ほ装工事の格付けについては、ランク分けを取りやめ、一律にする。
  
4. 小松島市大規模災害時における暫定契約事務取扱要領の制定について
  - ・大規模な災害が発生した際、公共土木施設の復旧工事に従事する建設企業に対し事業継続の支援を行い、受注者に対して迅速に前払金を支払うことができるようにする。

※市内業者としての参加資格申請は、毎年必要です。(申請方法等については、毎年1月頃に市ホームページ等でご案内しております。)